

## 第 3 回検討会における事務局説明に対する御質問と考え方

No	該当箇所	御質問	考え方
1	資料 1-1 全体	(日本 IT 団体連盟) 前回の説明によれば、「苦情」について、實際上個人情報保護法上の問題があったのかどうかについては定かではなく、申し立て人に関する苦情であるのか一般的な意見であるのか区別しておらず、また、苦情がどのように処理されたのかについてはフォローアップしていないということでしたが、その理解で良いでしょうか。また、その場合、当該説明を資料中に明示していただきたい。	個人情報保護委員会では、個人情報保護法に関する総合的な案内所として「個人情報保護法相談ダイヤル」を設けており、個人情報保護法に関するご質問へ回答するとともに、個人情報等の取扱いに関する苦情を受け付けています。具体的には、個人情報取扱事業者等による個人情報等の取扱いに関する「不満」を訴えるものについては「苦情」に分類し、個人情報保護法及び個人情報保護制度に関する一般的な「問合せ」については「質問」に分類しています。また、相談者の申出があった場合等において、事案に応じてあっせんを行うことが可能であり、個人情報取扱事業者が個人情報保護法に違反している又はそのおそれがあると判断できる場合には、権限行使を行う監視・監督室に回付しています。 このような分類や対応は、消費生活に関する苦情相談情報等においても一般的に行われているものであり、個人情報保護委員会は個人情報保護法に係る苦情相談業務について国民生活センターや全国の消費生活センター等とも必要に応じ連携しています。
2	資料 1-1 4 頁	(日本 IT 団体連盟) 苦情が著しく増加しているという傾向はないと理解して良いでしょうか。	ここ数年の苦情件数の推移をみると、令和 2 年度に 4,637 件、令和 3 年度に 6,011 件、令和 4 年度に 7,466 件と大幅な増加傾向が認められます。令和 5 年度は 6,941 件と令和 4 年度よりも幾分減少したものの、依然

			高止まりの状態にあると評価しています。
3	資料 1-1 6 頁	(日本 IT 団体連盟) 苦情のうち第三者提供に関するものについては令和 4 年度を除けば増加していないという理解で良いでしょうか。また、第三者提供に関する苦情が令和 4 年度に増加した理由を教えてください。	苦情のうち「第三者提供」に関するものについては、グラフでお示ししているとおり、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて増加傾向にあります。 令和 4 年度に増加した要因として、いわゆる破産者マップに関する苦情が多数寄せられたこと等があります。
4	資料 1-1 6 頁	(森構成員) ※第 3 回検討会におけるご質問 個人データの消去にかかる相談について、法第 22 条（正確性の確保）又は法第 35 条（利用停止等）への分類が想定されるが、どのような考え方により分類しているのか。	個人情報取扱事業者が個人データの「消去」に応じないといった相談が寄せられた場合に、まずは法第 22 条の規定を説明し、「正確性の確保」に分類しています。法第 22 条は、「個人情報取扱事業者が個人データ利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」ことについて、努力義務を規定していますが、換言すれば、個人データを利用する必要がある場合には、消去に応じる必要は認められず、あるいは保有し続けなければならないこととなりますので、この点を説明した上で、「事業者に対して、どのような利用目的で保有する必要があるのか確認されてはいかがか」といったアドバイスをしています。 もっとも、本人が当該事業者に対して利用する必要性などを問い合わせた結果、保有個人データについて「利用する必要が認められない場合」や「本人の同意なく目的外利用がされている場合」など、利用停止の請求が適当と認められる場合には、法第 35 条第 5 項の規定を説明し、「利用停止等」として分類するほか、利用停止の請求をしたが個人情報取扱事業者がそれに応じないなど

			といった苦情についても、「利用停止等」として分類しています。
5	資料 1 - 2 全体	(日本 IT 団体連盟) 中央ビジネスサービス、ネクストステージ両社がそれぞれ販売(譲渡)した相手方の数と個人データを教えてください。もし数を正確に把握できていない場合は、その具体的な理由を教えてください。	個別事業者に係る個別事案に関する詳細については、お答えを差し控えます。 なお、一般論として、個人情報保護法の違反やこれに対応した執行のため求められる事実関係の認定については、法令に基づく報告徴収や立入検査等といった権限行使により必要に応じ特定することになります。
6	資料 2 1 ~ 7 頁	(日本経済団体連合会) ○ 「個人情報保護法の違法行為に係る事例等」として列挙されている「類型」1~5 は、個人情報保護法に新たな罰則規定を導入する立法事実たり得ると言えるのか	現行の個人情報保護法における指導・助言、勧告・命令によっては、第 3 回検討会資料 2 の 2 ~ 8 頁や資料 3 の 27 ~ 29 頁に示した類型 1 ~ 5 等における違反行為を是正するように命ずること等はできても、個人情報保護法への違反行為により得た経済的利得を剥奪する仕組みがないことから、いわゆる「やり得」の経済的誘引が存在している場合があるものと考えます。 各類型は、あくまで現段階において想定されるものを示したのですが、それぞれ違反行為に対応して以下のような経済的利得が観念されると考えます。 類型 1 : 特定の個人に関するデータ分析結果を算出して、当該データ分析結果を、本人の同意がないままに、第三者提供するサービスを提供することにより得た対価 類型 2 : 特定の情報(破産者情報)を非表示とするために、非表示を希望する者から受け取った対価 類型 3 : 本人の同意がないまま個人データを第三者提供

			<p>すること等により得た対価</p> <p>類型4：個人データである名簿等を売却した対価</p> <p>類型5：安全管理措置義務の遵守のために本来負担すべき支出の削減</p>
7	資料2 4頁	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>いわゆる新破産者マップの案件が、個人情報保護法の範囲で防止対象にすべき案件か、また個人情報保護委員会の機能や権限に照らした上で、監督や罰則の対象とすることが妥当であるか等の検証が十分ではなく、これで立法事実を示しているとは考えられないが、その点についてどうお考えでしょうか。</p>	<p>新破産者マップの事案においては、個人情報保護法に違反した個人データの取扱いが認められるものであり、個人情報保護委員会が個人情報保護法に違反する行為を是正するための措置を取るとは、法令に基づき当然予定されており、必要であると考えます。</p> <p>一般論として、インターネット経由で活動する事業者の物理的な所在を把握することが事実上困難である場合も想定されますが、そのこと自体が法令の適用関係に直接影響を与えることはないものと考えます。他の法令と同様に、個人情報保護法においても公示送達等の仕組みが設けられており、行政上の措置の相手方が所在不明である場合にはこの公示送達の仕組みを活用するとともに、関係する政府機関や事業者とも連携して対応を進めることが求められていると考えます。</p> <p>以上のことから、いわゆる新破産者マップの事案やその類型についても、個人情報保護法への違反行為が認められた事案として、本検討会における議論の対象とすることは適切であると考えます。</p> <p>なお、現行法においても、個人情報取扱事業者等が個人情報保護法に基づく命令に違反した場合については、関係捜査機関への告発を行う場合が想定されるものです。</p>

8	資料3 4頁	(新経済連盟) 勧告・命令・緊急命令をこれまで外国事業者に対して発出したことが無い理由を教えてください。	個人情報取扱事業者等に対する個別の権限行使の内容については、原則として公表を行っておらず、詳細についてはお答えを差し控えます。 なお、一般論として申し上げれば、これまで、外国事業者に対しても必要とされる指導等を随時行っており、仮に、指導を行ったこと等により不適切な事態が速やかに改善された場合には、勧告・命令・緊急命令を行うことにはならないものと考えられます。 従前から、国内事業者に対する権限行使と同様に、外国事業者に対しても必要とされる権限行使をしてきておりますが、今後も国内・国外事業者に差異を設けなく適切に個人情報保護法の権限行使をして参ります。
9	資料3 4頁	(新経済連盟) 緊急命令をこれまでに出した事例が無い理由を教えてください。(指導→勧告→命令→刑事告発まで時間がかかることを課題の一つに挙げているように見えるところ、それならばなぜ緊急命令は使われないのかが知りたい)	緊急命令は、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに行うことができる極めて例外的な権限行使と位置付けられます。このため、これまでの事案においては、まず勧告を行い、必要とされる場合に命令を発出しています。一方、今後、緊急命令による対応が必要とされる事態が生じた場合には、適切に権限を行使してまいります。
10	資料3 9頁	(新経済連盟) 経済的誘引が「大きい場合」と「大きくない場合」はそれぞれ具体的にどのような場合を想定しているか。	現行の個人情報保護法における指導・助言、勧告・命令によっては、第3回検討会資料3の9頁に示した事例や同27頁の類型1～5等における違反行為を是正するように命ずること等はできても、個人情報保護法への違反行為により得た経済的利得を剥奪する仕組みがないこ

			<p>とから、いわゆる「やり得」の経済的誘引が存在している場合があるものと考えます。</p> <p>元来、個人情報取扱事業者には法令違反を行わずに適正に個人データを取り扱うことが求められていますが、違反行為に対する中止命令等がもたらす不利益を含む抑制効果があっても、それを経済的利得による経済的誘引が上回るおそれがある場合を経済的誘因が「大きい場合」として想定しています。</p>
11	資料3 9頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>「本来負担すべき支出」とはどのようなものか教えていただきたい。</p>	<p>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることを義務付けられています。当該措置を講じるための費用として、具体的には、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、人的安全管理措置としての企業内の体制整備に係る費用（必要な職員の雇用・配置に係る人件費など）や、技術的安全管理措置としての設備・サービスの調達に係る費用（セキュリティに関するサービスの契約など）等が必要となると考えられるため、これらの安全管理措置に係る費用が「本来負担すべき支出」と位置付けられるものと考えます。</p>
12	資料3 9頁	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>直罰規程による対応の懸念が示され、それを個人情報保護法での課徴金制度検討の根拠としているが、そもそも対応すべき法</p>	<p>個人情報保護法は、個人情報取扱事業者による適正な個人データの取扱いについて規定するものであり、個人情報保護法に違反する個人データの取扱いが認められる</p>

		<p>律、制度が何であるべきかの検証をどのように行ったかを示していただきたい。</p> <p>例えば、対象と想定する違反行為に関して、個人の犯罪と組織犯罪の切り分けなどを行ったうえで、それぞれどのような効果が見込めるか、否か、の検証など。</p>	<p>場合において、個人情報保護委員会が当該違反行為を是正するための措置を取ることは、法令に基づき当然期待されており、必要であると考えます。</p> <p>なお、一般論として、刑事罰は「違反行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであること（最大判昭和 33 年 4 月 30 日民集 12 巻 6 号 938 頁等参照）」、刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方（謙抑性・補充性の原則）が存在することなども十分に考慮してその在り方を検討する必要があると考えられます。そのため、現在の個人情報データベース等不正提供等罪及びこれに係る法人両罰規定を活用すること又はこれを超えて更に新たに刑事罰を設けることによる対処以外の方法があるかどうか検討することが必要であると考えます。</p> <p>すなわち、今般議論している個人情報保護法に違反する行為により経済的利得を得る事案に対する対応としては、直ちに直罰規定により対応することとはしない方が事業者にとっても過度な負担とならず、あくまで個人情報保護法上の行政規律の一環としての「課徴金」により一定の抑止効果が働くのであれば謙抑性・補充性の原則の観点からも妥当であり、グローバルにも調和がとれた規律となると考えられます。</p>
13	資料 3 9 頁	<p>（新経済連盟）</p> <p>刑事罰に相応する違法行為と相応しない違法行為があり、前者には刑事罰を、後者には課徴金をという考え方だと推察するが、相応するかしなないかは違法行為のどの部分に着目して判断すべきものと考えているか。</p>	
14	資料 3	<p>（新経済連盟）</p>	<p>刑罰規定における罰金刑は、当該規定の構成要件に該当</p>

	9 頁	罰金が「不当な利得の剥奪に繋がらない」場合はどのような場合と考えているか。	<p>する行為の反社会性ないし反道徳性などを踏まえ、他法令との平仄も踏まえて定められています。</p> <p>個別の違反行為に対する刑罰規定の適用に際しては、法定された罰金額の上限の範囲内で、当該行為を個別に評価して罰金刑の額等を決定することになりますが、刑罰は実際に得た経済的利得の剥奪を直接の目的としているわけではないため、経済的利得の剥奪につながらない場合が想定されます。</p> <p>更に、現行法の個人情報データベース等不正提供等罪による罰金は、個人で 50 万円以下、法人の両罰規定でも 1 億円以下であり、仮に経済的利得がこの額を超えている場合に、当該利得額に相当する額の罰金を科すことは構造上できないこととなります。</p>
15	資料 3 9 頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>厳格な刑事手続きが必要な刑事罰には時間がかかるので更なる不当利得の獲得防止ができないとのことだが、緊急命令が活用できない理由を教えてください。また、課徴金だと更なる不当利得の獲得防止ができる理由を教えてください。</p>	<p>仮に緊急命令が発出されたとしても、違反事業者が当該緊急命令に従って違反行為を中止すれば、当該事業者は罰則の対象となるわけでもなく、当該事業者がそれまでに違反行為により得た経済的利得は剥奪されません。そのため、違反行為による経済的利得を剥奪するという観点からは、緊急命令も有効な手段となるわけではありません。</p> <p>更に、違反事業者が緊急命令に従わず違反行為を中止しなかった場合には、命令違反に対する間接罰（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）の対象となりえますが、刑事罰は不当利得を剥奪するための制度ではないため質問 13 への回答に記載したとおり、「やり得」を防止</p>

			する観点からは懸念があります。
16	資料3 9頁	(新経済連盟) 刑事手続の場合に発生する外国事業者に対する執行の困難が、課徴金の場合にはどのように解決するのか教えてほしい。	刑事手続について、被告人が公判期日に出頭しないときは、原則として公判廷を開廷することはできません(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第286条)。そのため、対象となる者がたまたま我が国に来たような場合等を除いて、公判廷を開廷することはできない場合が多いことが想定されます。 他方、課徴金については、外国事業者に対しても外国における送達を用いて課徴金納付命令を発出することが可能です。実際、他法令の課徴金制度においては、外国事業者に対する課徴金納付命令が発出されています。
17	資料3 9頁	(日本経済団体連合会) ○ 個人情報保護法の目的は「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」(第1条)。いわゆる「不当な利得」に関する記載は皆無であるにもかかわらず、ここにきて「やり得」が浮上してきたため、「課徴金導入ありきの後付けのロジック」との声が見られることをどう考えるか ○ 個情委の指導、勧告、命令によって違反者の行為が正され、個人の権利利益を保護できれば、上記の法目的を達成できると合理的に考えられるが、如何 ○ 現行の個人情報保護法のもとで取り得る措置の執行を強化することでは守れないのか ○ 守るべき法益は何か。課徴金を導入する目的を「不当な利得の剥奪」としているが、委縮効果を惹起することによって、	個人情報保護法の目的はご指摘のとおりです。この個人情報保護法の目的である、「個人情報の適正かつ効果的な活用」や「個人の権利利益の保護」を実現する観点から、違反行為を抑止することが重要です。 しかしながら、現在の指導・助言、勧告・命令という措置のみでは、個人データの違法な取扱いを通じた経済的利得の剥奪は難しく違反行為を十分に抑止することが困難であること、課徴金は外国事業者に対しても発出可能であり外国事業者に対する有効な法執行手段となり得ること、グローバルな規律の調和の観点からも必要性が認められること等から「課徴金」の制度導入について検討が行われているものです。 「課徴金」制度については、第3回検討会資料3の1頁にあるように、平成27年改正、令和2年改正の際にも

		<p>ひいては他の法目的（同第2条「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること」）を阻害することはないと言えるのか</p>	<p>導入に向けた検討が行われ、かつ、令和2年改正の附則において「違反行為に対する規制の実効性を十分確保するため、課徴金制度の導入については、我が国他法制における立法事例や国際的な動向も踏まえ引き続き検討を行うこと」とされており、これらを踏まえて今回検討が行われているものです。</p> <p>なお、「課徴金」制度や違反行為による「経済的利得」については、あくまでも、個人情報保護法の法目的を達成するための措置、是正、抑止の対象という位置づけであり、法目的そのものではないため、御質問の1点目においてご指摘いただいているような目的規定に記載されている必要はないものと考えられます。例えば、課徴金制度が既に導入されている独占禁止法等他法令においても、課徴金や経済的利得そのものの記載はありません。</p>
18	資料3 12頁～	<p>（日本IT団体連盟） 掲載されている他の法令について、前回指摘したとおり法令の基本的な性格が異なるのではないかと質問をしておりますので、その点についての明確な答えをいただきたい。</p>	<p>課徴金制度は、義務履行確保や違反行為抑止の手段として、義務違反により得た経済的利益を剥奪する、というものであり、その導入の適否は「経済法」か否か、「一般法」か否かといった法律の概括的な位置付けにより一義的に決定されるものではなく、当該法令における具体的な規律の目的や内容とその規律違反による経済的利得が想定されるかどうかといった実態に即して検討されるべきものと考えます。</p> <p>「経済法」として独占禁止法が代表的なものと位置付けられますが、その定義の外延については明確な基準が定</p>

			<p>められるものではなく、課徴金を導入している他法律の中にも「経済法」に分類されるという見解が必ずしも一般的ではないものも含まれると理解しています。</p> <p>また、仮に、「経済法」について「経済活動を規律する法律」という広い理解に立つ場合においては、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いを規律するものでもあり、データの有用性に配慮し新たな産業の創出や活力ある経済社会の実現に関わる観点から、経済活動に対する規律という側面も有しているものと考えられます。</p>
19	資料 3 13～14 頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>国内他法令における課徴金制度について、</p> <p>①「本来支出すべきコスト」を算定対象としているものはあるか、あればその算出の仕方を教えてほしい。</p> <p>②外国事業者に対して課徴金納付命令を出して納付されたケースがあれば教えてほしい</p>	<p>① 他法令において「本来支出すべきコスト」を算定対象としていると評価できるものとして、以下が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インサイダー取引については、「重要事実公表後 2 週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により課徴金額が算出されます（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 175 条）。</li> <li>・ 有価証券報告書等の不提出については、直前事業年度の監査報酬相当額（該当するものがない場合は 400 万円）が課徴金額として法定されています（四半期・半期報告書の場合はその 2 分の 1）（同法第 172 条の 3）。</li> <li>・ 有価証券報告書等の虚偽記載等については、発</li> </ul>

			<p>行する株券等の市場価額の総額等の 10 万分の 6 又は 600 万円のいずれか大きい額が課徴金額として法定されています（四半期・半期・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）（有価証券報告書等の継続開示書類に虚偽記載を行うと、財務状況の見掛け上の改善を通じて資金調達コストが低下することに着目したものです。）（同法第 172 条の 4）。</p> <p>② 他法令において、外国事業者に対して課徴金納付命令を発出したケースとして、例えば以下が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する件  事件番号：平成 21 年（納）第 62 号  処分年月日：平成 21 年 10 月 7 日  適用法条：独占禁止法 7 条の 2</li> <li>・ 長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令  事件番号：令和 4 年（判）7 号  決定年月日：令和 4 年 9 月 9 日  適用法条：金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 7 項、第 159 条第 2 項第 1 号、金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号</li> <li>・ オンラインゲーム会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令</li> </ul>
--	--	--	---

			<p>事件番号：消表対第 493 号</p> <p>処分年月日：令和 4 年 9 月 9 日</p> <p>適用法条：景品表示法第 8 条第 1 項、第 5 条第 2 号</p>
20	資料 3 24 頁	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>問題となった取り扱いについて、Twitter、Google、Meta の件について問題とされた個人データの数を明確にして頂きたい。</p>	<p>第 3 回検討会資料 3 の 24 頁の Twitter の事例については、米国の連邦取引委員会 (FTC) の発表によると、2014 ~2019 年に 1 億 4,000 万人超の利用者から電話番号または E メールアドレスを取得したとされています。</p> <p>第 3 回検討会資料 3 の 24 頁の Google 及び Meta の事例については、韓国の個人情報保護委員会 (PIPC) は問題とされた個人データの数を明らかにしていませんが、Google において 82%以上、Meta において 98%以上の利用者が第三者による行動情報収集を許可する設定としており、個人の権利利益の侵害のリスクが高いと認められています。</p> <p>(参考)2022 年 9 月時点において、韓国における Google の検索エンジンの市場シェアは約 69%、Facebook の利用者数は約 2,600 万人とされている。</p>
21	資料 3 24 頁	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>諸外国における制裁金制度の執行事例について、名簿屋の事例と近似するもの (事案の性質及び対象となる個人データの数量) を示していただきたい。</p>	<p>諸外国における制裁金の執行事例は多数存在しており、網羅的な回答を行うことは難しいですが、例えば以下のような執行事例があります。</p> <p>・英国の情報コミッショナーオフィス (ICO) が、データブローカーに対して、本人の同意を得ずに大量の個人情報をダイレクトマーケティングで使用する企業に販売したとして、8,000 ポンドの制裁金を課した事案。</p>

			<p>・仏国の情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL) が、オンラインサイト等を主に運営し見込み客のデータを収集し販売する会社に対して、有効な同意なく個人データを収集したとして、7万5,000ユーロの制裁金を課した事案。</p> <p>・米国の連邦取引委員会 (FTC) が、データブローカーが社会保障番号や銀行口座番号を含む数十万人の消費者の機密性の高い個人情報を詐欺師に提供したとして、当該データブローカーを提訴し、570万ドルの金銭的判決を含む裁判所の命令案に基づき和解した事案。</p>
22	資料3 (26頁)	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>「意見募集の結果等を踏まえる必要がある」としているが、合計2,448件の提出意見のうち、課徴金を導入する理由として「やり得」を挙げているのは、「全大阪消費者団体連絡会」(通し番号521)と「個人」(同531)のみ。極少数意見であるにもかかわらず、課徴金導入の根拠として「やり得」を取り上げる理由は何か</p>	<p>第3回検討会資料2、資料3に示した各類型等にあるように、個人データの利用価値や有用性が高まるとともに安全管理措置の必要性が高まるにつれて、当該個人データを違法に第三者提供したり、適切な安全管理措置を怠ることによる経済的利得を得るインセンティブも強まる傾向にあり、現行法の勧告・命令・刑事罰のみにより、これらの対価を収奪することはできないことから、いわゆる「やり得」の構造が想定される場合があると考えます。</p> <p>なお、意見募集の結果として、課徴金導入に係るものは、第2回検討会資料2にあるように52件あることも踏まえ、単純に本文中に「やり得」という言葉があるかどうかのみで課徴金導入の根拠として「やり得」を挙げることに賛成と解釈するよりも、総合的に寄せられたご意見の内容を考慮して検討していく必要があると考えます。</p>

23	資料 3 26 頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>● 2 つ目について、「現行制度の「勧告」・「命令」・「刑事罰」のみでは」やり得を防止できないとあるが、なぜ「緊急命令」が入っていないのか、教えてほしい</p>	<p>ご指摘の頁においては、緊急命令も含む意味で「命令」と表記しています。</p>
24	資料 3 26 頁	<p>(日本 IT 団体連盟)</p> <p>前提として現行法では「やり得」を防止できないとあるが、示された各種事例において、どれが「やり得」に該当し、そのうちどれを防止するための制度を検討しているか、教えていただきたい。(少なくとも類型 1 の事例は、経済的利益誘因が明らかではなく「やり得」には該当しないと考える)</p>	<p>基本的な考え方としては、個人情報保護法への違反行為により得られた収益については、違反行為をしない場合には得られなかったものであるため、違反行為に基づく経済的利得であると評価されうると考えます。</p> <p>第 3 回検討会の資料 3 の 30・31 頁の類型 1～5 は、それぞれ個人情報の不適正な取扱いにより得られた一定の収益(あるいは当該行為により支出を免れた一定の金額)があると考えられるため、当該取扱いに基づく経済的利得が一定程度認められるものと考えられるものとなります。</p> <p>現行法における勧告・命令はこれらの類型における個人情報の取扱いを是正するように働きかけることはできても、経済的利得を収奪することはできないことから、いわゆる「やり得」の構造が想定される場合があると考えます。</p>
25	資料 3 26 頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>● 3 つ目について、今まで緊急命令を出していない中で、どのように課徴金制度の対象を、緊急命令の対象となり得るものに限定して議論するつもりなのか、教えてほしい</p>	<p>課徴金制度の検討に当たり、緊急命令の対象条文が深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高いものに限定されていることを踏まえ、課徴金の対象条文について、緊急命令の対象条文の範囲内で検討することが考えられる旨を示したものです。</p> <p>緊急命令を発出できるのは「個人の重大な権利利益を害</p>

			<p>する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき」に限られていますが、課徴金は、違反行為の是正それ自体を目的とするわけではないため、同様の緊急性の要件までを課徴金賦課の要件として設ける必要はないものと想定されます。</p>
26	資料3 26頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>●4つ目「適正なデータの利活用に悪影響を与えることがない」制度設計とはどのようなものを想定しているのか、教えてほしい</p>	<p>個人情報取扱事業者の方々にとって、課徴金の適用対象となりうる違反行為の種類や違反の深刻度合等が明確となるなど、十分に予見可能性が確保されるように制度検討を図ることが想定されます。</p> <p>なお、実際に制度化する際には、他の法令の課徴金制度と同様に、対象となる行為類型等が法律上明確に定義されることとなり、ガイドライン等の記載も含めて、ステークホルダーの方々によく意見交換を行い、関係事業者にとって明確な設計とすることが重要と考えています。</p> <p>また、制度について分かりやすい周知広報も図り、データ利活用への消費者の信頼を高め、適正なデータ利活用が進むように促していくことも必要と考えます。</p>
27	資料3 27～28頁	<p>(新経済連盟)</p> <p>これらは類型ではなく事例だと認識しているが、挙げられた事例の具体的にどこに「悪質性」を見出しているのかが不明なので説明してほしい。</p>	<p>各類型について、以下のような経済的利得が観念されるところと考えており、現行法では、勧告・命令・刑事罰によっても、これらの対価を収奪することはできないことから、いわゆる「やり得」の構造が想定される場合があると考えます。</p> <p>各類型は、あくまで現段階において想定されるものを示したのですが、それぞれ、以下のような経済的利得が観念されるところと考えます。</p>

			<p>類型 1 : 特定の個人に関するデータ分析結果を算出して、当該データ分析結果を、本人の同意がないまま、第三者提供するサービスを提供することにより得た対価</p> <p>類型 2 : 特定の情報（例：破産者情報）を本人に断りなく勝手に公表するとともに、これを非表示とするために、非表示を希望する者から対価を受け取った</p> <p>類型 3 : プラットフォーム事業者等が本人の同意がないまま個人データを第三者提供すること等により得た対価</p> <p>類型 4 : 個人データである名簿等を売却した対価</p> <p>類型 5 : 安全管理措置義務の遵守のために本来負担すべき支出の削減</p>
28	資料 3 27 頁	<p>（新経済連盟）</p> <p>類型 2 について、新破産者マップ事案で課徴金制度があった場合どのような点で効果的なのか教えてほしい。</p>	<p>類型 2 のモデルとなった事案は、課徴金制度がない中で起きたものであり、一定の制度を仮定してその可能性を評価することには限界があると考えます。</p> <p>しかしながら、その前提においても、「類型 2 特定の情報（破産者情報）を本人に断りなく勝手に公表するとともに、これを非表示とするために、非表示を希望する者から対価を受け取る」という行為により得た経済的利得が、課徴金制度導入により個人情報保護委員会から剥奪されるということが予め明確になれば、このような行為を抑止することにつながると考えられます。また、十分な経済的利得が得られない場合、一定規模のウェブサイトを経営するためのホスティング事業者等への支払い</p>

			等の費用をかけて公開するインセンティブも失われる可能性が十分考えられます。
29	資料3 28頁	(新経済連盟) 「ランサムウェアに感染した結果個人情報流出したケース」は類型5として挙げられている事例とどのような点で差異があるのか教えてほしい。	ランサムウェア等への感染とそれを通じた個人データの漏えいは、一定程度の安全管理を確保するための措置を取っている事業者においても、発生を完全に防ぐことは困難である場合があると認識しています。そのため、単にランサムウェアに感染した結果個人データが漏えいした、というケースは、一般に著しい安全管理措置義務違反と評価されるわけではないと理解しています。類型5については、個人情報取扱事業者が、一般的に当該事業を営む際に必要とされる安全管理措置を長期に渡り講じていなかったこと、長期に渡り個人データの漏えいがあったこと、外部から個人データの漏えい等の具体的なおそれを指摘されているにもかかわらず自ら内部調査を行い把握する体制が整っていなかったこと等の組織的・人的・技術的・物理的安全管理措置にそれぞれ大きな問題があり、かつ、大規模な漏えいが長期に渡って実際に発生していたこと等を加味しており、こうした状況を具体的に認識しながら自らこれに対する追加的措置を講じようとしなかった点も安全管理措置義務違反を認識しながら対処していなかった点において悪質性が高いと考えられます。
30	資料3 28頁	(新経済連盟) 類型5において不当利得は具体的にどのように算出できると考えているか教えてほしい。	検討会においてご議論をいただきたいと考えていますが、安全管理措置義務違反が認定される場合には、通常、当該事業者の状況を踏まえて、本来講じられるべきであ

			<p>った措置が認定されたうえで、これが不足していた点を捉えて、行政上の措置が取られることが通常であると考えられます。この場合において、本来講じられるべきであった措置についてかかったであろう費用について、不当利得と観念することが可能であると考えられます。</p> <p>他方、実際に課徴金として賦課すべき金額の算定の仕方については、個別の事案ごとに計算をしていくのか、一定の算定式を用いるのか、様々なアプローチがあるものと考えています。</p>
31	資料3 31頁	<p>(日本経済団体連合会)</p> <p>パブコメでも現行法における個人情報保護法の監視・監督権限行使の基準の不明瞭さが指摘されているところ。例えば「著しい義務違反」の該当如何の判断基準等、執行の根拠をどのように明確化するのか</p>	<p>個人情報保護委員会は、これまでも法令に基づき、適切に必要とされる監視・監督権限の行使を行ってきました。特に、勧告・命令をはじめとする公表した事案については、個別の案件に係る事実認定や指導理由等を含めた詳細かつ明確な文書を作成し、透明性の高い権限行使を通じて基準を明らかにしています。</p> <p>なお、事案の内容は様々ですが、例えば、個人情報取扱事業者等が個人データを漏えいした事案であれば、漏えい等の本人数や内容、二次被害の有無、社会的影響の有無、事案の悪質性などからその事案の重大性を判断するとともに、再発防止策の検討及び実施状況並びに事案発生後の対応などから改善措置等の状況等を判断し、これらの状況を総合的に考慮した上で、個人情報保護法に基づき指導や助言、勧告等の措置を行っており、その基準は妥当かつ明確であると考えられます。</p> <p>今後とも、監視・監督権限の行使の状況については、ス</p>

			<p>トークホルダー等も含めて、広く情報発信に努めて参ります。</p>
32	資料 4	<p>(新経済連盟)</p> <p>差止請求と被害回復請求それぞれについて、具体的にどのようなケースについて、どのような端緒情報をもとに、どのように事実関係を調査して、どのような事業者に対して差止請求や被害回復請求を行うことが想定されるのか教えてほしい。</p>	<p>例えば、以下のような事例が想定されると考えています。</p> <p>(差止請求)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が提供するサービスに係るプライバシーポリシー・規約等が公開されている場合において、消費者からの情報提供等を端緒として、当該プライバシーポリシー・規約等を確認し、その記載内容から、個人情報保護法に違反する個人情報の取扱いが行われているおそれがあることを認識した場合に、消費者からの聴取や個人情報保護委員会からの情報共有等により得られる情報により事実関係や問題点を把握・検討して、差止請求を行う。</li> </ul> <p>(被害回復請求)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が安全管理措置義務違反により個人データを漏えいした場合において、消費者からの情報提供やメディアでの報道等を端緒情報として、消費者からの聴取や個人情報保護委員会からの情報共有等により得られる情報により事実関係や問題点を把握・検討して、被害回復制度につなげる。</li> </ul>